

# 高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめを踏まえた対応(厚生労働省)

## 中間とりまとめ(抜粋)

### 5. 福祉行政との連携

介護保険制度等によって行われる輸送サービスについて、高齢者の移動手段として活用できるよう、環境整備を図るとともに、交通事業者、介護事業者等の相互の理解を促進する必要がある。

#### (1) 地域における分野横断的連携

- ・ 総合行政の担い手である地方公共団体の内部において、福祉部局と交通部局の連携(政策立案、情報共有、意識改革等)が図られるよう、周知を徹底する。〔速やかに周知〕
- ・ 介護保険制度の地域支援事業(生活支援体制整備事業)に基づき地域に設置される「協議体」と、交通関係の地域の協議会(地域公共交通会議、運営協議会、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会)との間の、具体的な連携の方策(相互参加等)を提示することにより、相互の理解の促進と一体的な対策の検討を実現する。〔速やかに周知〕

#### (2) 介護サービスと輸送サービスの連携

- ・ 介護保険制度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に基づいて地域で実施される移動支援(移送前後の生活支援:訪問型サービスD)が、事業の対象である要支援者等以外の高齢者等に対しても行われる場合の事業の位置づけや助成の対象範囲を明確化する。〔平成29年7月実施〕
- ・ 第7次介護保険事業計画の作成に資するよう、実施可能なモデルの情報提供を行い、同サービスの普及・拡大を目指す。〔平成29年9月までに実施〕

## 中間とりまとめを踏まえた対応

中間とりまとめを踏まえ、順次、下記のような関連通知の改正等を行うとともに、地方自治体への周知を行った。

- 福祉部局が把握している地域の移動ニーズを交通部局と共有し、公共交通施策への反映を行えるよう検討する等、福祉部局と交通部局が連携した対応が重要であることを規定。  
(参考資料1)
- 地域の実情に応じ、
  - ・ 福祉部局の職員等が公共交通に関する協議会へ参加し、把握しているニーズを伝え、公共交通施策の検討を行うことや、
  - ・ 交通部局の職員が介護保険制度の協議体等に参加し、地域における移動に関するニーズへの対応を共に検討する等の連携強化を図ることが効果的であることを規定。  
(参考資料1)
- 総合事業の移動支援について、
  - ・ 要支援者等以外の者を含めた一体的実施が可能であること
  - ・ 対象等の半数以上が要支援者であれば、運営費全体を補助することが可能であり、半数を下回る場合には、要支援者等とその他の者の人数で按分する等により補助の対象となることを規定し、明確化。  
(参考資料1)
- 市町村の実施例を整理し、道路運送法上の位置づけや、サービス開始までのプロセス、安全面への配慮、補助等の範囲を明示。  
(参考資料2)

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの新旧対照表（平成 29 年 6 月 28 日一部改正版）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組</p> <p><u>(6) その他</u></p> <p><u>○ 地域における移動に対するニーズへの対応については、主として交通部局が公共交通施策として対応しているが、その対応を効果的に進めるため、政策立案、情報共有、意識改革等、福祉部局と交通部局が連携した対応が重要である。</u></p> <p><u>○ そのため、福祉部局が把握している地域の移動ニーズを交通部局と共有し、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 福祉有償運送等に分類される訪問型サービスDを実施しやすい環境の整備</u></li> <li><u>・ 交通部局が把握している高齢者以外の移動ニーズと、福祉部局が把握している高齢者の移動ニーズをあわせた移動サービスの実施</u></li> <li><u>・ 福祉部局が把握している地域の移動ニーズの公共交通施策への反映を行えるよう検討を行う等の対応が考えられる。</u></li> </ul> <p><u>○ また、地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、交通事業者・道路管理者・利用者・学識経験者等から成る公共交通に関する協議会が設置されているので、交通部局と福祉部局による検討を進めた上で、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 市町村の介護保険担当職員や生活支援コーディネーター等が、上記の公共交通に関する協議会へ参加し、把握しているニーズを伝え、公共交通施策における検討を共に行う</u></li> <li><u>・ 協議体や地域ケア推進会議に公共交通部局担当者を参画させ、地域における移動に関するニーズへの対応を共に検討する</u></li> </ul> <p><u>等の地域の実情に応じた段階的な連携の強化を図ることが効果的である。</u></p>	<p>第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>○ なお、総合事業の対象としては、要支援者等に限られるが、事業として障害者等の要支援者等以外の者を含めた一体的な実施を行うことは可能であり、その場合、運営費の補助については、要支援者数等とその他の者の人数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、運営費補助の対象となる。（参考：第6-1-(6)）</u></p> <p>第6 総合事業の制度的な枠組み</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(6) 単価等</p> <p>(略)</p> <p><u>○ なお、共生社会の観点から、要支援者、チェックリスト該当者以外の高齢者、障害者、児童等を対象に含めた住民主体による支援を実施する場合、支援の対象の半数以上が要支援者、チェックリスト該当者であれば、運営費全体を補助することが可能である。また、半数を下回る場合は、利用者数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、その範囲において、運営費補助の対象となること。</u></p> <p><u>例1：利用者が、要介護者15人、障害者15人、要支援者等70人の場合</u>  → <u>運営費全体を補助の対象とすることが可能。</u></p> <p><u>例2：利用者が、要介護者30人、障害者30人、要支援者等40人の場合</u>  → <u>運営費全体の40/100を補助の対象とすることが可能。</u></p> <p><u>この他、要支援者等の人数に対して補助額を設定する等、市町村における創意工夫が可能である。</u></p>	<p>第6 総合事業の制度的な枠組み</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(6) 単価等</p> <p>(略)</p>

老振発0929第1号

平成29年9月29日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスに  
おける訪問型サービスDの実施可能モデルについて（周知）

日頃より、地域包括ケアシステムの整備にあたり、御協力を賜り御礼を申し上げます。

高齢化の進展に伴い、近年、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は上昇してきており、本年3月には、認知症対策を強化する改正道路交通法が施行されました。

昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」では、緊急に検討すべき課題のひとつとして、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめること」が挙げられており、これを踏まえ、国土交通省において、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」が設置され、本年6月に中間とりまとめが行われました。

中間とりまとめにおいては、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービスDについて、市町村における事業の検討に資するよう、実施可能なモデルについて情報提供を行うことが盛り込まれています。

今般、訪問型サービスDの市町村の実施例を整理し、実施可能モデルとして、道路運送法上の位置づけや、サービス開始までのプロセス、安全面への配慮等、補助等の範囲についてとりまとめたので、参考としていただき、地域の必要なサービスの確保に向けた取組を進めていただくよう、お願いします。

なお、本通知については、国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課及び同省自動車局旅客課と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 移動支援サービスの位置づけ

#### (1) 実施主体及び実施の方法

- 実施主体は社会福祉法人、住民団体としての任意団体、NPO法人が実施例として見られた。なお、現行制度上は、民間企業等、その他の主体も実施可能である。
- ただし、福祉有償運送として実施される場合は、NPO法人や道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第48条に規定する団体において実施可能である。

#### (2) 介護保険法上の位置づけ

- 訪問型サービスDとして、通所型サービスにおける送迎として実施するものと、通院等の送迎前後の付き添い支援として実施するものがある。

#### (3) 道路運送法上の位置づけ

- 有償で旅客を運送する場合は道路運送法に基づく許可又は登録が必要。
- 許可・登録を要しない運送については「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日自動車交通局旅客課長事務連絡）を参照されたい。（参考1）
- 個別の運送が許可・登録を要するか否かの判断については、国土交通省の地方支分局である運輸支局において行われるので、サービスの検討段階より、運輸支局と連携を密にし、予め相談等を行っておくことが必要であると考えられる。

### 2. サービス開始のプロセス

#### (1) サービス開始に至るまでの主な経緯

- 生活支援体制整備事業、地域ケア会議、市町村が実施する調査やアンケートによりニーズを把握し、地域において関係者との調整により検討を重ね、実施に至るケースがある。

#### (2) 運輸支局との調整

- 運輸支局と予め連携し、必要な助言を得ることで円滑なサービス提供に繋げることが望ましい。

#### (3) 車両の調達

- 市町村所有車両の無償貸与、実施主体の所有車両、ボランティア個人の所有車両といった方法が考えられる。
- なお、「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」（平成29年8月25日付け自動車局旅客課長事務連絡）（参考2）により、「NPO又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運

送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合」については、道路運送法における登録又は許可を要しないものとして取り扱うことが示されている。

### 3. 安全面への配慮等

#### (1) 運転に関する講習等の実施

- 道路運送法に基づく国土交通大臣認定講習のカリキュラムを活用する事例がある。なお、福祉有償運送、自家用自動車有償運送における運転者の要件として、第1種運転免許を保有している者については、国土交通大臣の認定講習を修了していること等が必要である。
- 運転時間が長時間にわたるケースが想定される場合には、協議体における協議等を通じて、訪問型サービスDに適切な基準を検討することが重要である。

#### (2) 移送にかかる保険への加入

- 自動車保険（任意）の他、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入することも考えられる。

#### (3) その他

- 移動支援サービスの人員・設備・運営基準は、訪問型サービスBに準じることとされており、法令により必ず遵守すべき事項のひとつとして、事故発生時の対応が定められている。（地域支援事業実施要綱 別記1-(1)-イ-(ア)-⑤-(d)）
- 事故発生時の対応については、指定訪問介護では、留意点として、
  - ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと
  - ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと等とされている（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知））ので、移動支援サービスの実施において参考とされたい。

### 4. 補助の範囲

#### (1) 補助の対象範囲

- 地域支援事業交付金では、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援の場合は、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となり、移送行為そのものに係る人件費などの直接経費は対象とならない。

また、通所型サービス等における送迎を別主体が実施する場合の送迎の場合は、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入等に対する補助等、市町村が費用の効率性の観点から判断した経費が対象となる。

- 上記の他、市町村の交通部門と連携し、交通施策における車両の維持管理経費の補助を活用する場合は考えられる。

(2) 利用時における利用者負担額の範囲

- 道路運送法における許可・登録を要しない運送を実施する場合の利用者負担や補助等の内容については、1-(3)(事務連絡(参考1))を参照すること。
- 福祉有償運送として実施する場合の旅客から収受する対価(利用者負担額)については、旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること等について、道路運送法における運営協議会において協議の調ったものを収受することとなる。(※道路運送法施行規則第51条の15第3号)

※ 実施可能なモデルの詳細は別紙を参考されたい。

以上

# 訪問型サービスDに関する市町村の実施可能モデル①

別紙

	A市町村	B市町村	C市町村	
位置づけ	実施主体／方法	社会福祉法人、NPO法人／補助	NPO法人／補助	
	介護保険法	訪問型サービスD (通所型サービスにおける送迎)	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)	
	道路運送法	許可・登録を要しない運送	許可・登録を要しない運送	
サービス開始のプロセス	主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービスBの利用者等に対するアンケート調査を実施したところ、移動支援に関するニーズが把握された。</li> <li>・通所介護を実施する社会福祉法人と意見交換を重ね、モデル事業を経て実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議において、移動支援サービスの立ち上げの話が出た。</li> <li>・地域の民生委員等が社会福祉法人にはたらかかけ、社会福祉法人が移動支援の部分を担う形でサービスが実現した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制整備事業における地域の座談会において、移動に関するニーズが把握された。</li> <li>・市町村が管内の福祉有償運送の実施主体に声をかけ、そのうちの1団体が実施主体として手を挙げた。</li> </ul>
	運輸支局との連携	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の交通部門から、運輸支局へ事業計画について相談した。</li> </ul>	— (福祉有償運送の実績がある団体による実施を見込んでいたため。)
	車両の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村所有車両の無償貸与</li> <li>・社会福祉法人、NPO法人の所有車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の所有車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の所有車両</li> <li>・ボランティア個人の所有車両</li> </ul>
安全面への配慮等	運転に関する講習等の実施(※1)	国土交通大臣認定講習(NPO法人により実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習 ※ 許可・登録を要しない運送においては、受講は任意である本講習を受講することとしている。	—	国土交通大臣認定講習(社会福祉協議会が実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習
	移送にかかる保険への加入(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の所有車両は、市町村が自動車保険(任意)に加入。</li> <li>・社会福祉法人等の所有車両は、それぞれの団体が自動車保険(任意)に加入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人が自動車保険(任意)に加入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の所有車両はNPO法人が自動車保険(任意)に加入。</li> <li>・ボランティア個人の所有車両はボランティア個人が自動車保険(任意)に加入。</li> <li>・自動車保険のほか、NPO法人が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。</li> </ul>
補助の範囲	補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの利用調整に係る人件費、通信費、事務消耗品費、自動車保険料(任意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の運送に要した燃料費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所賃借料、事務消耗品費、印刷費、通信費</li> </ul>
	利用時における利用者負担額	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片道5kmまで700円等(間接業務・直接業務人件費、保険料等相当)</li> </ul>
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第24条第2項に規定する、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」として実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担については、本人住民税非課税の場合、市町村が助成を実施。(700円×月4回まで)</li> </ul>	

※1 一般的な福祉サービス、ボランティアのみを対象・補償範囲とする講習・研修や保険を除く。

## 訪問型サービスDに関する市町村の実施可能モデル②

		D市町村	E市町村
位置づけ	実施主体／方法	NPO法人／補助	社会福祉法人(訪問介護事業者)／補助
	介護保険法	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)
	道路運送法	福祉有償運送の登録	自家用自動車有償運送の許可※2
サービス開始のプロセス	主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会による移動支援の取組がNPO法人化した。</li> <li>・総合事業の開始に伴い、訪問型サービスDへ位置づけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の実施する高齢者の実態調査等により、移動に関するニーズが多数把握された。</li> <li>・活用可能な車両を有していた通院等乗降介助を実施する訪問介護事業者との調整を行い、事業を開始。</li> </ul>
	運輸支局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体であるNPO法人が、移動支援開始時に運輸支局から助言を得ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用自動車有償運送の許可等、道路運送法の規程に関する確認を行った。</li> </ul>
	車両の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の所有車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員等が使用権限を有する車両</li> </ul>
安全面への配慮等	運転に関する講習等の実施(※1)	国土交通大臣認定講習(NPO法人が実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習	国土交通大臣認定講習(サービス実施主体が実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習
	移送にかかる保険への加入(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人が自動車保険に加入。</li> <li>・自動車保険のほか、NPO法人が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護事業者の所有車両は、訪問介護事業者が自動車保険に加入。</li> <li>・自動車保険のほか、訪問介護事業者が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。</li> </ul>
補助の範囲	補助の対象	サービスの利用調整に係る人件費、事務消耗品費、事務所賃借料、光熱水費(このほか保険料、燃料費、車両維持費を市町村交通部門が補助。)	サービスの利用調整に係る人件費、光熱水費、通信費、事務消耗品費
	利用時における利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・距離制の料金(400円～)</li> <li>(直接業務人件費等相当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送時間30分ごとに510円。(直接業務人件費(生活支援部分は無償)、自動車保険料(任意)等)</li> </ul>
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の公共交通に関する会議において、公共交通の事業者との話し合いを行った上で、実施区域を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの利用には、予防プランへの位置づけを要する。(自家用自動車有償運送の許可における要件とされている。)</li> </ul>

※1 一般的な福祉サービス、ボランティアのみを対象・補償範囲とする講習・研修や保険を除く。

※2 訪問介護事業所等の指定を受けたタクシー事業者との契約に基づき訪問介護員等が自家用自動車を使用し、要介護者等を輸送する許可。